特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法における固定資産税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、固定資産税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

余市町長

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

<u> </u>						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	地方税法における固定資産税関係事務					
②事務の概要	地方税法に基づき、固定資産税及び都市計画税の価格並びに税額を算出し、賦課徴収を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の納税義務者にかかる情報の調査(登録・抹消等) ②固定資産税の賦課決定をし、納税通知書を発行 ③各種証明書等の発行 ④他の自治体等からの調査・他の自治体への調査等 ⑤減免に関する事務 ⑥固定資産税の未納滞納にかかる管理・処理及び調査等					
③システムの名称	固定資産税システム・収納管理システム・地方税電子申告支援サービス・家屋評価業務支援システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
固定資産税情報ファイル・収納	情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法9条第1項 第3項 別表第一の16の項 地方税法 等					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 3 1, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 7 0, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 1 14, 115, 116, 119)					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	総務部税務課					

6. 他の評価実施機関

②所属長の役職名

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

税務課長

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2115

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和1年5月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価			平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リス・	全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通し	た入手を除く				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステュ	ムを通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査	[] 外部監	·		
9. 従業者に対する教育・日	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I -5②所属長	税務課長 堀内 学	税務課長 紺谷 友之	事後	
平成31年4月1日	I -5②所属長	税務課長 紺谷 友之	税務課長	事後	
令和1年6月1日	1. 特定個人情報を扱う事務 ②システムの名称	固定資産税システム・収納管理システム	固定資産税システム・収納管理システム・地方税 電子申告支援サービス・家屋評価業務支援シス テム	事後	項目追加
令和1年6月1日		番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 2 9, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 6 7, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 11 3, 114, 115, 116, 119)	番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 2 8, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 6 4, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の 2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 1 19)	事後	関係法令改正による項目追加
令和1年6月28日	Ⅳ−リスク対策		追加	事後	新様式への変更